

影響調査事例研究ワーキングチームによる作業経過報告¹

平成15年4月11日
内閣府男女共同参画局

内閣府においては、影響調査専門調査会における検討を技術的に支援するため、影響調査事例研究ワーキングチームが開催されている。ワーキングチームでは、効果的な調査手法を開発するため、具体的な事例等について研究を行ってきた。以下は、その暫定的な作業経過報告である。

1. 検討状況

第1回(平成14年8月6日開催)

- ワーキングチームの目的と今後の進め方
- 影響調査自己評価のこれまでの経緯
- 影響調査のための今後の課題
- 参考となる影響調査の事例

第2回(平成14年10月24日開催)

- 阪神・淡路大震災を事例とした有識者からのヒアリング
 - ー被災後の暮らし全般における男女共同参画について
 - ー被災後の女性労働について 等

第3回(平成14年12月12日開催)

- 防災と女性についてヒアリング
- 影響調査について
- 影響調査専門調査会での作業から一般化できる影響調査の流れについての含意について

¹ 本文書はワーキングチームによるこれまでの作業経過を男女共同参画局においてとりまとめたものであり、ワーキングチームとしての報告書ではない。

第4回(平成15年2月25日開催)

- 最近の動き
- 神戸市の危機管理の取組み状況についてヒアリング
- 防災とITの影響調査事例研究全体像について

2. 国が行う男女共同参画影響調査の内容等

国が行う男女共同参画影響調査の対象となる施策、調査事項等を、男女共同参画基本計画(平成12年12月、以下、基本計画)に沿って暫定的に整理すると以下の通り。

1) 男女共同参画会議が行う調査(基本計画第3部1「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査」前段)

男女共同参画影響調査を行う主体は、基本計画第2部2「具体的施策」にあるように、関係府省全てであるが、男女共同参画会議が行うものについては、以下の通り内容が規定されている。

①調査の対象となる施策・影響

- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響。

(注)・「個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。…このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。」(基本計画第2部2「施策の基本的方向」)

②調査の実施に当たっての府省の連携

- ・内閣府及び(施策の企画・立案、実施の主体である)各府省との密接な連携の下に調査を行う。

③調査手法の開発

- ・事例研究を行い効果的な調査手法を開発する。

④結果の活用

- ・調査の結果は、今後の施策の企画・立案、実施の参考として活用する。

⑤結果の公表

- ・調査結果は広く国民に公表する。

2) その他国が行う事項(基本計画第3部1「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査」後段)

①統計情報

- ・男女共同参画影響調査の基礎となる性別の統計情報について、内閣府を含む関係省庁が連携して、男女共同参画の視点に立って企画、設計、収集、提示されるよう努める。
- ・定性的情報を含めどのような情報が必要か等を検討する。

②研修・訓練

- ・男女共同参画影響調査に対する理解を深めるために、施策の企画・立案、実施の主体である各府省職員の幅広い参加を得た研修・訓練に関する取組を行う。

3) 平成17年度末までに実施する主な具体的施策(基本計画第2部の2「具体的施策」)

①政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

- ・効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する。
 - ・地方公共団体も取り組めるよう情報を提供する。
- (注)前者を、現在、影響調査事例研究ワーキングチームにおいて検討中。

②個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

- ・税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。 等
- (注)現在、影響調査専門調査会において検討中。

③職場・家庭・地域等における慣行の見直し

・職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。

3. これまでの事例研究から示唆される影響調査の手法の例

これまで作業を行ってきた事例研究の中から示唆される影響調査の手法の例は以下の通り。もちろん、この他の手法もありえるため、あくまで暫定的な例である。

1) 制度・慣行→影響アプローチ(影響調査手法例1参照)

①制度・慣行がもたらす選択肢の内容をまず明らかにし、②どの選択肢が望まれているか、実際にどのような選択肢が選ばれているかを統計等により明確にし、③各選択肢が選ばれた理由等の調査を通じて選択に影響を与えている要因等を調査した上で、④必要に応じ、中立性の観点から制度の見直し等について検討する。

2) 影響→制度・慣行アプローチ(影響調査手法例2参照)

①検討対象とする施策に関連すると思われるデータを性別に収集し、②女性と男性で差が生じていないか等を分析し、③必要に応じ、中立性の観点等から制度の見直し等について検討する。

3. 影響調査手法例

(1)「制度：慣行→影響アプローチ」

ア) 税制

ex post 型（政策見直し型） [ex ante 型（新規政策検討型）もこの応用として考えられる]

影響調査の流れ	事例 1： 配偶者に係る税控除の場合 ²
①検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	年収 103 万円を境に、その配偶者の所得課税に配偶者控除が適用されなくなることから、二つの選択肢がある。 ①年収が 103 万円以下になるように働く。 ②年収が 103 万円を超えて働く。
②－1 どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	女性パートタイマーが就業調整を行った結果、所得分布は年収 90 万～110 万が一番高い。
②－2 意識調査や選好度調査等を通じて各選択肢への国民の選好度を把握し、前記の実際の選択との乖離等を見る。	20 代後半から 30 代前半の女性で就業を希望する者は多く、潜在的な労働力率は高い。また、子育てなど後の再就業の場合、パートタイムを選ぶ場合が多いが、その理由には「正社員として働ける会社がない」の割合が増加している。このため、103 万円を超えて働きたいという意向は強いものと思われる。
③－1 各選択肢が選ばれた理由等は何かを明らかにする。	意識調査から女性が年収などについて何らかの就業調整を行っている理由として、「103 円を超えると税金を支払わなければならないから」、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり配偶者特別控除が少なくなるから」等を挙げている。
③－2 各選択肢が所得等の面でどのような違いをもたらすかを適切な指標等により明らかにする。	それぞれの選択肢について女性、世帯合計について納税額、生涯可処分所得を推計する。女性が「退職後パート」となった世帯で年収 103 万円を超えないように調整した場合、実際に控除が適用され減額された税額は生涯を通じて 112 万円程度となる。一方、生涯可処分所得は女性が「退職後パート」の場合は、女性が継続して勤務した場合と比べ、1 億円以上減少する。
④自由な選択を可能とする上で改善が必要と認められる時には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	配偶者控除・配偶者特別控除は、国民の負担に与える影響を調整するよう配慮しつつ、縮小・廃止。

² 『『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告』 男女共同参画会議 影響調査専門調査会 平成 14 年 12 月を参照。

イ) (遺族) 年金

影響調査の流れ	事例 2： 遺族年金「掛け捨て問題」 ³
①検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	結婚・育児後等の再就業等現役世代において、二つの選択肢が考えられる。 ① 一般労働者として就業し厚生年金にも加入する ② 就業調整を行って第3号被保険者にとどまる
②-1 どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	年金を受給している配偶者が死亡すると、8割程度が遺族厚生年金を選択し、自らの拠出が給付に結びつかない(「掛け捨て問題」)。また、税制や企業の家族手当等と相まって、一般労働者として就労し厚生年金に加入する魅力が減じられる。
②-2 環境条件が変化した場合等の再選択の難易度等を検討する。	離婚するに至った場合、第3号被保険者を選択しているとそれまでの上乘せ部分の保険料納付記録がなく、これは事後的に変えることができない。この意味で、やり直しがきかない。なお、所得分割制度が導入され、これを選択していれば、上乘せ部分の保険料納付記録が残るため、やり直しがしやすい。
③自由な選択を可能とする上で改善が必要と認められる時には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	- 厚生年金の短時間労働者への適用拡大を図る。自ら負担した保険料ができる限り給付に反映されるようにする等加入の魅力を増大する。 - 所得分割が導入された場合、これを選択した者については、自ら加入して納付した保険料は結局、夫婦合算された上で分割して各自に記録されたのと同じになるので、将来の年金受給額に反映され、「掛け捨て問題」は生じない。

影響調査の流れ	事例 3： 遺族年金受給開始後の再婚 ⁴
①検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	配偶者が死亡し既に遺族年金を受給している場合、再婚するか否かの選択肢が考えられる。
②どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	再婚した場合遺族年金は支給されなくなる。このため、具体的な統計データはないものの、再婚を控えるという影響を与える場合があると考えられる。
③自由な選択を可能とする上で改善が必要と認められる時には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	仮に、所得分割が導入され、それが広まり、遺族年金が自ら年金に置き換わるケースが増えれば、そうした事態の発生は少なくなるのではないかと考えられる。

³ 『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告

男女共同参画会議 影響調査専門調査会 平成14年12月を参照。

⁴ 『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告

男女共同参画会議 影響調査専門調査会 平成14年12月を参照。

影響調査の流れ	事例4：老齢年金の支給が開始された者との結婚 ⁵
①検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	既に老齢年金の支給が開始された者（開始が間近な者）あと結婚するか否かという選択肢が考えられる。
②どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	その結婚相手が死亡すると、実質的な貢献がなくとも遺族年金を受給することが可能である。このため、具体的な統計データはないものの、遺族年金が比較的高額の場合には、遺産などと並んで結婚のひとつの動機になっていると見られることがある。
③自由な選択を可能とする上で改善が必要と認められる時には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	・ 仮に所得分割が導入されれば、相手が所得分割を選択しておりその配偶者としての遺族年金を支給しない場合が多くなるので、そのような事態は少なくなると考えられる。 ・ 更に、所得分割制度が導入されなくとも、また導入されても相手が所得分割を選択せず遺族年金を選択していた場合でも、「貢献なくして受給なし」という原理を貫徹し、遺族年金受給額を、当該配偶者との婚姻期間により調整することなどを検討すべき。

⁵ 『『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告』 男女共同参画会議 影響調査専門調査会 平成14年12月を参照。

(2)「影響→制度・慣行アプローチ」

影響調査の流れ	事例：健康ちば21の策定※1
①検討対象とする施策に関する指標を男女別に収集し、女性と男性で比較をする。	「健康ちば21」を策定するにあたり、男女別にデータを収集。 (例) 性別年齢別死因、性別年齢別高コレステロール血症、性別不慮の事故による死亡、性別骨折の割合等
②データから女性と男性について明確な違いが存在するか否かを検討する。	(例) 男女別死因 ・ 千葉県民男女ともに死因はガン、心疾患、脳血管疾患の順に全体の約60%を占めるが、死因の内訳を男女別で見ると、女性においては動脈硬化性疾患、男性においてはガンが死因の中でも最も多いことが分かった(心疾患及び脳血管疾患も動脈硬化症により発生する疾患である)。 ・ ガンによる男女別の早世状況において、女性に特有なガン(乳がん、子宮ガン及び卵巣ガン)がいずれも65歳未満に集中しているのに比べ、男性特有なガン(前立腺ガン)は65歳以上に集中している違い等が分かった。 (例) 女性特有の疾病 ・ 千葉県において女性は動脈硬化性疾患が死因の中でもっとも多いことが示された。現在では、女性ホルモンが、女性生殖機能の充実と維持にあたるだけでなく、血管、心筋、骨、肝臓などの多くの身体臓器機能に深く関連していることが明らかになっている。また、閉経を境にして起こる女性ホルモンの急激な減少は、閉経後急増する高コレステロール血症等により結果として血管の老化・動脈硬化症をもたらすことから、千葉県女性の動脈硬化症疾患に対しては閉経後の高コレステロール血症等の予防・治療が重要であることが分かった。 ・ 女性が寝たきりになる大きな原因に閉経後に急速に進行する骨粗鬆症といわれている。老年期においても骨密度の適切な維持を保つためには、20歳代での最大骨量が重要であるが、千葉県の15歳から20歳、20、30歳代の女性では、最大骨量を規定するカルシウム摂取量が目標値を下回っていることが分かった。
③どのような制度・慣習がそうした結果をもたらしているかを検討する。	日本における疫学調査などの医学研究は、女性生殖器や乳腺に関する疾患を除くと、全て男性をモデルとした上で、男女を区別せずにデータを取得し、その結果を女性にも適用している。一方、こうした研究の実態等を反映して、診療等が男女の特性に応じた形で行われていない。
④必要があれば、制度・慣行を見直す。	疫学調査など医学研究における男女別データの取得の推進を図る。一方、千葉県では10代から中高年までの女性の精神面や体の症状を総合的に診療する女性専用外来を県立病院に設置した(なお、知事記者会見(平成14年6月)では、男性専用外来についても「将来あっていいと思います」と答えている)。

※1「健康ちば21」:平成14年2月に公表された千葉県民の健康づくりの指針で、健康づくりの目標、県の取組みの方向を示した。策定段階において性差を考慮した医療(※2)の重要性が認識された。このことから男女別、年代別、地域別に調査を行い、また「女性と医療と健康づくりについて」という章を別に設けた。

※2 性差を考慮した医療(Gender-specific medicine):女性と男性は体格やホルモンの仕組みなど体の構造や機能が異なる。医療はその生理学的相違に基づきそれぞれの特性を考慮してすすめられるべきであるとする考え。1990年初頭に米国立保健研究所(NIH)の所長であり、循環器科医であるBernadine Healy博士が女性を対象に研究を行い、その結果、(1)女性生殖器及び乳腺の悪性腫瘍を除くと、多くの生理医学的研究における臨床トライアルにおいて、対象から女性を除外して男性をモデルとして計画していること、(2)そこから得た結果を女性に適用していることが明らかになったことから、性差を考慮した医療が認識されるようになった。

3) その他参考となる影響調査の事例

ア) 影響→制度・慣行アプローチに参考となる事例

事 例	概 要
1. 男女共同参画実践モデル地域支援事業（滋賀県）	市町村がモデル地域（自治会・町内会・区）を指定し、地域住民が主体的に男女共同参画の取り組みかかわる事業において、地域の課題を成人男女に対するアンケートを通して把握している。その結果たとえば、ある地区では介護については配偶者にしてほしいと思っている人が男性 60%、女性は 50%、行政への参画について男性で 77%、女性で 56%が賛成、祭礼への女性の参加について男性 70%、女性 30%程度が賛成していること等が明らかになっている。 事業は①住民による男女共同参画社会づくりに向けての取組みにより、自治会運営や各種行事、慣行等についての見直しを行い、自治会活動の活性化を目指す、②モデル自治体での様々な実践活動を通じて形成された、新しい地域運営や自治会運営の手法や取組みを、県内全域での自治会での主体的な取組みにつなげていくことを狙いとしている。

イ) その他の参考となる影響調査の事例

事 例	概 要
1. 「ジェンダーの視点に立った JICA プロジェクトの評価」(日本評価研究 Vol. 2, No. 1 2002 年 6 月)	プロジェクト等の段階毎に男女共同参画の視点から影響を評価している事例。各段階でチェックする手法、施策を分析する際の男女共同参画の視点、具体的な男女共同参画に配慮する内容が参考になる。4つの国際協力プロジェクトそれぞれの企画立案・実施・評価段階ごとに「あるべき、ないしは必要とされるとジェンダーの視点に立った活動要素」及びそれに沿った男女共同参画の視点に立った活動を明らかにしている。例えば、プロジェクトの基礎調査段階において「男女の役割や置かれている状況の違いを考慮し、両者の声が反映された調査を実施する」という男女共同参画の視点と、それに基づく具体的内容として「ジェンダー別調査の実施、男女別フォーカス・グループ・インタビューを通じた調査の実施」がある。また、調査結果の解析において「男女の違いを考慮して、調査結果を解析し重点課題を指定する」という男女共同参画の視点と、その実際の内容として「調査結果を男女に分けて解析し、現状を理解」することがある。
2. 「パートタイム労働の労働条件改善（時間あたり賃金格差縮小）の経済的影響」（三菱総合研究所）	パートタイム労働の労働条件改善の経済的影響、とりわけ労働力需要に対する影響についてマクロ経済モデルを使って定量的に分析した事例。3つのケースを想定し（①パートタイムと正規従業員の時間当たりの賃金格差現状維持の場合、②格差について現状維持し、正規従業員の時短がある場合、③格差を縮小し、正規従業員の時短のある場合）、3つの比較に基づいて施策の意義を導き出した。分析プロセスが影響調査に参考となる事例。なお、マクロ分析を行った事例としては参考になるが、実際の施策への適応については、前提条件の精査等の十分な検討が必要。

4. 阪神・淡路大震災後の男女共同参画に係る課題

以下に示すように、平常時において存在している慣行が、震災後、短期間に凝縮して男女共同参画の問題として噴出してくることが明らかになった。こうした問題に対しては、異なるアプローチが必要か。

男女共同参画に係る課題	
仕事	・大手スーパーなどの女性パート労働者が多く解雇された。 ・職場において性別役割分業が強くなり、特に女性は専門技術を生かすことが出来なかった。 ・女性は家事負担があることから男性のようにすぐに仕事に復帰できなかった。 具体的には、半壊した家に子供を残せない、被災した親族の世話、給水車を待つ等のために家を空けることができなかった。 ・女性は宿泊勤務や夜間勤務をしないことによる罪悪感、疎外感を持った。 具体的には、職場に居づらい、職場の雰囲気が悪いなど目に見えない圧迫感がある。 ・男性は仕事を優先にするという見方（慣習）があり、宿泊勤務等で家庭に帰れないなどの負担があった。
家庭	・家庭内での性別役割分業が強くなった。 具体的には、衣食住の生活を維持するための家事負担及び医療・福祉施設が機能しなくなったことで病人、幼児、老人、障害者に対する家族的な責任（介護や同居等）が激増したが、その殆どの負担が女性に集中した。 ・増加した家事負担や家族的な責任からストレスや精神面に不調（PTSD:心的外傷後ストレス障害）が生じた。 ・家庭内暴力の件数が増えた。
地域	・仮設住宅での新しい環境に慣れない（男性のアルコール依存や孤独死）。 ・社会的に復旧作業に関わる男性は目立ち、評価を受けたが、同じような仕事をしていても女性だと評価されなかった。また女性の多くが担った水汲みといった日常的な仕事は印象に薄く、評価されにくかった。